新しい保険証を７月末までにお届けします

～後期高齢者医療制度～

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成23年７月31日」となっている黄色の「後期高齢者医療被保険者証」を１人に１枚お渡ししています。そのため市健康増進課から７月末までに、**有効期限　平成24年７月31日**と記載された**新しい被保険者証（みどり色）**をお届けします。

また、新しい被保険者証（みどり色）の一部負担金の割合（１割または３割）は、平成22年中の所得を基に改めて判定しています。

なお、８月１日以降は古い被保険者証は使えませんので、お間違いのないようご注意ください。

お問い合わせは、市健康増進課後期高齢者医療担当（市役所１階④番窓口☎３２・２１１３）まで。

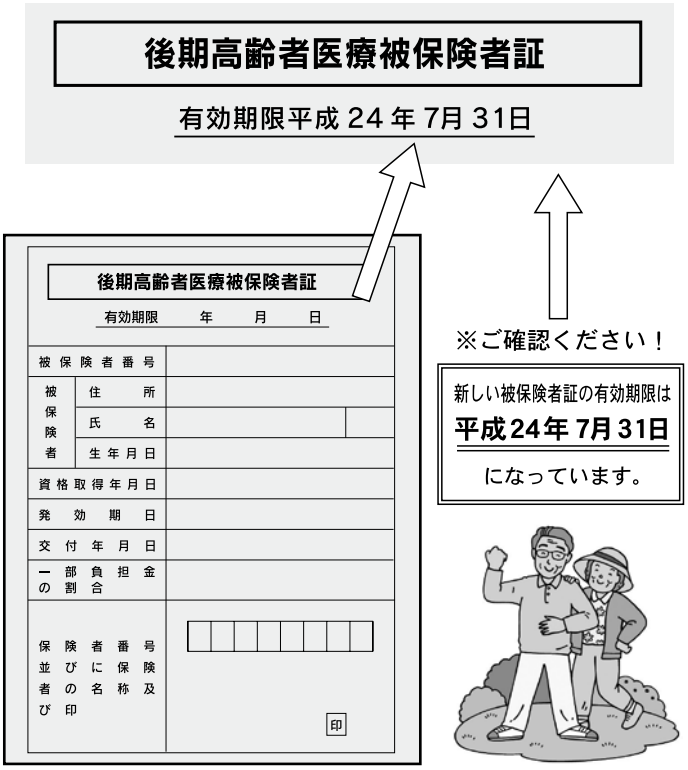

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方へ

限度額適用認定証の更新時期です！

◆国民健康保険加入の70歳未満
◆国民健康保険加入の70歳以上で住民税非課税世帯
◆後期高齢者医療制度加入で住民税非課税世帯

上記のいずれかに該当される方は、入院時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」などを医療機関に提示すると、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

現在お持ちである同認定証の有効期限は７月31日までのため、８月以降も利用される方は交付申請の手続きをしてください。

※国民健康保険税の滞納がある方は、交付できない場合があります。

臓器提供の意思表示にご協力を！

新しい被保険者証の裏面に、臓器提供意思表示欄を設けています。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力願います。意思表示した内容について他の人に知られたくない場合は、「個人情報保護シール」をご利用ください。

臓器移植に関するご質問は、（社）日本臓器移植ネットワーク（フリーダイヤル０１２０・７８・１０６９）までお問い合わせください。

お問い合わせ・申請先は、市健康増進課（☎３２・２１１３）の下記担当まで。
・後期高齢者医療制度は④番窓口（内線１４３）
・国民健康保険は⑤番窓口（内線１４１）